

令和5年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名：公益社団法人三重県障害者団体連合会

(担当部局：子ども・福祉部)

要 望 事 項	回 答
<p>1. 障害者入所施設等の充実について</p> <p>障害者の施設入所者の地域生活移行を推進してきた国の施策により、グループホームは地域にも増えてきていますが、入所型の施設については、入所者数の削減が3年後との数値目標に基づき進められており、また、障害者支援施設（入所施設）の新設は、三重県でも10年以上ありません。県内の入所施設の待機者数は、身体障害者支援の11施設で170人、知的障害者支援の23施設で591人、重症心身障害者療養介護の5施設で33人（6月末現在延べ人数）となっております。施設職員によると待機者の高齢化が進み待機中に亡くられる方もあるとのことです。</p> <p>地域に整備されている障害者グループホームは、定員が平均6～7名となっております。夜間支援職員の確保等が難しく通常営業が困難な状況もあります。厚労省では、障害者福祉サービス等報酬改定により環境改善を図られていますが、やはり、少ない利用者数、職員数では、サービスの質の確保が難しく、最重度の障害</p>	<p>障がい者施策については、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念をふまえ、その推進を図っているところです。</p> <p>国では、障害福祉計画の基本指針において、障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行を進めており、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを目標としています。</p> <p>また、県においても、「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2021年度～2023年度）」で、県内市町の障害福祉計画における目標数値の合計として、令和5年度末の県内に必要な施設入所者数を令和3年1月1日時点の約3.0%減にあたる1,647人としているところです。</p> <p>県としては、今後も地域生活への移行を推進するため、グループホームの施設整備を促進するとともに、相談支援事業を通じた個々の障がい者のエンパワーメント支援やニーズを把握することにより市町などの関係機関と連携し、各種障害福祉サービスや他制度で提供されるサービスを十分に活用することで、障がい者の方々が安心して生活できる環境づくりを促進していきます。</p>

者にとっては、大きな障害者支援施設が必要であると考えます。

親族等の介助者が不在となった場合にも、それぞれが安心して望む暮らしができるよう必要な対策を講じていただくようお願いします。

令和5年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名：三重県障害者団体連合会

(担当部局：医療保健部)

要 望 事 項	回 答
<p>2. 難病患者の医療費の負担軽減について</p>	<p>難病患者に対する特定医療費助成については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき実施していますが、現在の自己負担限度額は、他制度の給付との均衡を図りつつ、持続可能で公平かつ安定的な制度とするために定められたものです。</p> <p>本県としましては、難病患者の医療費負担を軽減する観点から、これまで国への提言・提案において、対象疾病の拡大を要望しているところですが、自己負担額の軽減については機会を捉えて国に伝えていきます。</p> <p>なお、地方公共団体の単独事業として医療費助成を行う場合は、その給付を優先することとされており、特定医療費助成と重複して支給することができませんので御理解いただきますようお願いいたします。</p>

要望事項 2

難病患者の医療費の負担軽減について

(県・医療保健部)

説 明

難病患者に対する特定医療費助成については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき実施されており、対象の疾病（指定難病）が56疾病から338疾病に拡大され安心して暮らせる患者も増えたことと思われませんが、難病の治療は、長期間にわたり日常的に様々な治療を行わなければ生活が保てない状況があり、応能負担による現状の自己負担の設定額では経済的負担が大きくなっています。例えば助成金上限の2万円を1万5千円にしていただければ幾分か助かります。

難病患者の経済的負担軽減に向けて、見舞金支給等の独自事業を行っている自治体が13都道府県で確認できます。例えば茨城県では、44全市町で年間1万円～4万8千円の福祉手当（見舞金）が支給されています。医療費自己負担額の引き下げ等の国への提言に加え、三重県でもできる範囲で経済的負担軽減につながる制度の導入等検討をお願いします。

令和5年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名：三重県障害者団体連合会

(担当部局：雇用経済部)

要 望 事 項	回 答
<p>3. 障がい者（難病患者含む）の就労支援について</p> <p>障がい者雇用の推進については、法定雇用率が定められ、国、県において様々な施策により実雇用率の増加や法定雇用率達成企業の増加に繋げていただいております。しかし、障がい種別により就労格差が生じており、例えば視覚障がい者にはあんま、はり・きゅう業を勧められることが多くなっていますが、過去の経験や障害特性を生かせる職域の拡大やジョブコーチの充実をお願いします。</p> <p>また、すべての障がい者を一つにして採用すれば、環境整備が難しい視覚障がい者等が入る枠はありません。障がいに応じできる仕事を考えていただき、行政や各企業で雇用の採用の仕方を工夫し、可能な限り多くの障がい者が就労できるよう検討をお願いします。</p> <p>次に、障害者手帳を所持していない難病患者等については、「特定求職者雇用開発助成金」の支給等により雇用促進を図っていただいておりますが、就労困難性についての事業主への情報提供は不十分と</p>	<p>県としては、障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用に対する企業や県民の理解が深まり、働く意欲のある障がい者が希望に応じて柔軟に働くことができる職場環境づくりが進むよう、障がい者の雇用支援に取り組んでいます。</p> <p>国に対しても、全国知事会とも連携し、障がい種別にかかわらず個人の適性や能力に応じた障がい者雇用が促進されるよう、障がい者雇用の意義についての啓発、障がい者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、雇用する企業に対するトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金等の拡充など、障がい者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実について、要望を行ったところです。</p> <p>また、雇用率制度の算定対象となる障がい者の範囲は障害者手帳所持者に限られており、障害者手帳を所持していない難病患者等は対象となっていないこと、さらに、障害者手帳を所持していない難病患者等の就労機会を増やし、社会的な認知を促進することが必要であることについては、県としても認識しています。</p> <p>このため、障害福祉サービスの対象となっている難病患者等の雇用を促進するため、雇用率制度の対象に追加することについても、全国知事会とも連携し、国に対して、本年度も要望を行ったところです。</p>

感じます。「障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和4年11月18日)には、病気休暇等の普及促進、難病患者の障害者雇用率制度における取扱いの検討について記載されており、病気と就労の両立支援や通院休暇などの施策に期待しています。さらに、働きやすい環境整備に向け、難病患者を法定雇用率制度の対象とすることの国への働きかけや県独自のサポート制度等の検討をお願いします。

令和5年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答
 団体名：公益社団法人三重県障害者団体連合会 (担当部局：子ども・福祉部)

要 望 事 項	回 答
<p>4. 障がい福祉のてびきについて</p> <p>各市町におかれては、障がい者に対して関係機関が実施している制度やサービスについて、内容を冊子にして発行されています。</p> <p>但し、冊子を発行していることを知らないかた、また、その事項を見ても理解できない方もいらっしゃると思います。せっかく時間と費用をかけて作成しているのですから、年に一回でも行政が障がい者を対象に説明会を開催していただきたいと思えます。障がい者がよく利用する項目だけでも説明があれば助かります。</p> <p>すでに実施されている市町もあるかと思いますが、実施されていない市町に対して、障がい福祉のてびき（制度やサービス等）の説明会の開催を促していただきますようご支援をよろしくお願いします。</p>	<p>障がいのある方に対する制度やサービスについては市町単独でのサービスの提供や、取扱いの違いがあり、また、手続きを受け付ける窓口の案内などもあるため、各市町において冊子等を作成し、制度やサービスの案内がされているところです。</p> <p>冊子のほかにも、市町のホームページ等でサービスの案内を行っている市町もあります。例えば、障がい者手帳交付の際に、主なサービスについて説明を行っている市町もあります。</p> <p>市町によって状況が異なっているため、県として一律に市町に説明会の開催を促すことは困難ですが、機会を捉えて市町には情報提供に努めていただくよう伝えていきます。</p>

令和5年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名：公益社団法人三重県障害者団体連合会 (担当部局：子ども・福祉部)

要 望 事 項	回 答
<p>5. 三重県庁前おもいやり駐車場の屋根設置について</p> <p>三重県庁舎前のおもいやり駐車場は、屋根が設置されていないため、車椅子利用者が雨天時に利用する場合、車椅子の昇降と乗車の際に雨に濡れることとなり不便に感じています。</p> <p>各市町では、屋根付きの障がい者用駐車場（通路）の設置が進んでいます。</p> <p>障害者差別解消法が変わり、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が民間企業にも義務化されます。県として環境整備のお手本となるように、県庁舎をはじめ、公共施設に屋根つきのおもいやり駐車場（通路）の設置を早急に進めていただきますよう要望します。</p>	<p>県では、全ての人が安全で快適に公共的施設を利用できるように、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例において、県有施設や商業施設などを整備する際の基準を定めています。</p> <p>この基準では、不特定多数の方が利用する施設において駐車場を整備する場合、雨天時に傘をさすことが困難な車いす使用者等の不便さを解消するため、車いす使用者用駐車場やおもいやり駐車場に、屋根またはひさしを設置することが望ましいとしています。</p> <p>一方で、県有施設のうち、車いす使用者用駐車場やおもいやり駐車場に屋根などを設置している施設の割合は約35%に留まっており、特に不特定多数の方が利用する施設については、設置を進める必要があると考えています。</p> <p>設置にあたっては、技術面や場所等の制約など課題もありますが、可能なところから整備が進むよう、施設を所管する部局に働きかけていきます。</p> <p>また、県有施設のみならず社会全体で、だれもが利用しやすい施設整備が進むよう、条例等の周知啓発に取り組み、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。</p>

令和5年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名：三重県障害者団体連合会

(担当部局：総務部)

要 望 事 項	回 答
5. 三重県庁前おもいやり駐車場の屋根設置について	<p>県本庁舎前の「おもいやり駐車場」へ屋根を設置することは、建築基準法上、本庁舎の「増築」に該当し、これには、建築基準法上の制約があるため、直ちに設置することはできない状況となっています。</p> <p>すべての人がいつでも安全・快適に県の庁舎を訪れ、ご利用いただけるよう配慮し、環境を整えていくことは、庁舎管理を行う上で、大変重要な視点であると考えています。</p> <p>県本庁舎前の「おもいやり駐車場」を利用される方が、雨天時にも雨に濡れずに来庁していただけるよう、警備員による支援を行うなど今できることを検討し実践してまいります。</p>

令和5年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名：公益社団法人三重県障害者団体連合会

(担当部局：子ども・福祉部)

要 望 事 項	回 答
<p>6. 障がい者団体への支援について</p> <p>当連合会は、三重県内の市町障がい者団体で構成しておりますが、加盟団体の組織は会員減少と高齢化が進み、団体の解散等により6市町が退会し、現在23市町の構成となっております。県や国等の約20の機関に、三重県の障がい者の代表として、当連合会の役員が委員に就任し、障がい者の権利の確保に向け、県内の障がい当事者団体の視点から国や県に訴え、意見を行政に反映させる役割を担っていますが、市町の団体の退会が続くことにより、70年続いている当連合会の存在意義も問われることとなります。現在我が国は、高齢化、人口減少、過疎化に向かっているとされていますが、こんな時代だからこそ、障がい当事者団体を中心に、互いにつながり、支え合う活動が必要であると考えています。</p> <p>会員確保に向けた取組や、社会参加の促進に向け開催している様々な事業への参加支援等は、市町や社会福祉協議会のご協力が不可欠ですが、支援等については、障</p>	<p>貴会におかれては、住み慣れた地域において障がい者が自立した生活を営むことができるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現に寄与する活動に取り組みられるとともに、長年にわたり、三重県障害者社会参加推進センターを運営し、団体が実施するスポーツやレクリエーション教室、交流会等団体への支援につながる障がい者の社会参加に係るさまざまな事業、地域の障害者相談員のスキルアップのための研修等に取り組んでいただき、ありがとうございます。</p> <p>また、市町や社会福祉協議会におかれても、障がい者の社会参加の促進に向け、それぞれの市町等が地域の状況に応じて事業を実施していただいているところですが、取組に差が生じていることは承知しています。</p> <p>県としては、引き続き、貴会と連携して障がい者の自立及び社会参加に向けた取組を進めるとともに、さまざまな機会を捉えて市町等への情報提供等を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、現在策定中の「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2024年度～2026年度）」において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」をふまえたものとなるよう検討を進めており、障がい者の芸術文化活動をより一層推進していきたいと考えています。</p> <p>貴会におかれても、「三重県障がい者芸術文化祭実行委員会」の体制強化に向けた委員構成の見直しを検討されており、障がい者の芸術文化活動がより活発となるよう取り組んでいただいていると認識しています。</p> <p>県としては、今後も貴会との連携を一層強化し、より効果的な障がい者の芸術文化活動の推進につながるよう検討していきたいと考えていますので、一層の連携・協力をお願いいたします。</p>

がい者に対する各種給付等も含め、市町間で格差が生じているため、県からの助言、及び支援等をお願い申し上げます。

また、当連合会が令和2年度より県から受託している「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」の事業は、東海北陸ブロックや全国と連携した取組等でさらに活動量（業務量）が増加しており、運営が厳しい状況となっております。

今年度中に「三重県文化振興条例」が制定されることとなり、最終案第17条に障がい者等の文化活動の充実について示されています。当センターでも、文化関係団体等への働き掛けを考えておりますが、積極的に事業が遂行できるような予算（人件費）措置等のご支援をよろしくお願いいたします。